

軽自動車税の減免についてのご案内

1. 減免申請にあたっての注意点

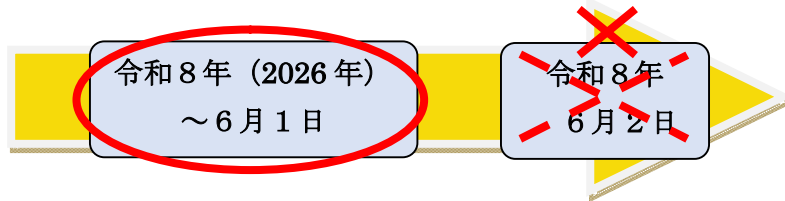
● 減免に該当するかご確認ください

- ①裏面「2. 減免範囲」をご覧ください、減免に該当するかをご確認ください。
- ②令和8年4月1日時点における手帳の障害判定基準に基づき、減免の可否をします。
- ③普通車等で既に減免になっている場合には、軽自動車税の減免はできません。1人の身体障害者等につき普通車等を含め1台です。
過去に普通自動車等を所有し、自動車税の減免の申請を受けていた方は、横須賀県税事務所にて手帳に記載された自動車税の減免の記載を取り消してからお越してください。
- ④減免の申請を行う予定の方は、前もって市民税課に申出をしてください。
窓口にて申出書や手帳の内容等を確認したあと、令和8年（2026年）4月初旬に減免確認書（申請書）を郵送いたします。4月1日時点における減免の可否の判定も兼ねておりますので、4月末日（必着）までに必ずご返送（申請）ください。
減免申請の受付を前もって完了させることはできませんので、ご注意ください。

● 受付期間にご注意ください

① 新たに減免を希望される方

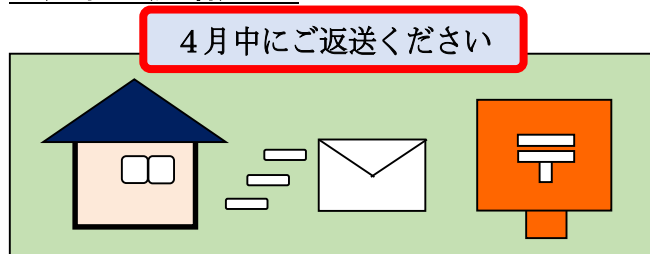
受付期間は令和8年（2026年）6月1日までです。期間後の申請はお受けできません。



こちらの期間内に市民税課軽自動車税窓口(市役所本庁舎1号館2階3番窓口)で減免の申出または申請を行ってください。(受付時間：平日の8:30～17:00)

② 翌年度以降も継続して減免を受ける方

※減免の継続申請は毎年度必要です。車両の変更がなければ4月上旬に継続用の申請書を送付いたしますので、4月末日（必着）までにご返送（申請）ください。



ご返送（申請）がない場合は、減免が取り消しになりますのでご注意ください。

● 申請内容に変更がある場合は、再申請が必要です。

車両の変更(普通自動車含む)や手帳記載内容の変更時には、新たに減免の申出または申請が必要になります。減免内容に変更があった場合には、市民税課軽自動車税担当に申出をしてください。また、障害者手帳を更新した方は裏面「4. 障害者手帳を更新した場合」をご覧ください。

(裏面に続きます)

2. 減免範囲

○身体障害者手帳（障害の程度は、手帳そのものの等級ではなく、「等級の区分（内臓の場合は、臓器別）」ごとの障害等級により判断します。）

各障害の区分で○が付いている部分が対象です

障害の区分	該当する障害の等級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚	○	○	○	○	←4級の1まで		
聴覚		○	○				
平衡機能			○		○		
音声機能言語機能又はそしゃく機能			○				
上肢	○	○					
下肢	○	○	○	○	○	○	○
体幹	○	○	○		○		
脳原性運動機能	上肢	○	○	※（1、2級とも）1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く			
	移動	○	○	○	○	○	○
内臓機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸）	○		○	○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	○	○	○	○			
内臓機能（肝臓）	○	○	○	○			

○療育手帳（愛の手帳）・・・A1、A2、（A程度）

○精神障害者保健福祉手帳・・・1級

○戦傷病者手帳・・・詳細は市民税課軽自動車税担当にお問合せください

3. 必要な書類等

- ・減免申請書 [窓口にもございます]
- ・納税通知書 ※届いていた場合 [令和8年（2026年）5月初旬に郵送します]
- ・身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
【手帳コピー不可】
- ・運転免許証
- ・車検証（登録済証、標識交付証明書）
- ・パートナーシップ宣誓証明書等（お持ちの方のみ）

4. 障害者手帳を更新した場合

- ・軽自動車税（種別割）の減免を受けていた場合は新しい手帳にも車両情報を記載しますので、大変お手数ではございますが、新しい手帳を持って1号館2階3番窓口「市民税課」へお越しください。
- ・新しく交付された手帳を「市民税課」で提示し、「障害者手帳を更新した」旨を伝えてください。また、障害福祉課職員から渡されたコピーをお持ちの場合、併せて提示してください。

5. その他

身体障害者手帳等をお持ちの方が使用する軽自動車等の他に、下記の場合も申請により減免になる場合があります。詳細は市民税課軽自動車税担当にお問合せください。

- ・公益法人等が、公益上のために直接専用すると認めるもの
- ・車検証に「車椅子移動車」等と記載された改造車で、障害者等の利用に供するもの
- ・青色回転灯を装備する車で、交通安全に関する広報または防犯活動の用に供するもの（青パト）
- ・災害等があった場合において、特に減免を必要とするもの

<問い合わせ先>

横須賀市税務部市民税課軽自動車税担当
046-822-9733 [直通]

※自動車税（普通自動車）の減免については、県税事務所（046-823-0210）へお問い合わせください。